



春の全国交通安全運動

4月6日(日)～4月15日(火)



スローガン

「新入学児童・園児を交通事故から守ろう」

◆運動の重点◆

- 1 子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
家族で通学路や自宅の周りなどの交通上危険な箇所について話し合い、安全な通行方法を確認しましょう。
- 2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
信号のない横断歩道で横断しようとする人がいたら一時停止し、歩行者が横断できるようにしましょう。
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
自転車に乗るときはヘルメットを着用し、交通ルールとマナーを守って、自転車を安全に利用しましょう。
- 4 二輪車の交通事故防止
二輪車を運転するときはヘルメットやプロテクターを正しく着用し、夜間走行時は反射材を効果的に活用しましょう。

春の全国交通安全運動の詳しい取組は、藤沢市の HP で閲覧できます
藤沢市交通安全対策協議会
事務局：藤沢市防犯交通安全課 TEL 0466-50-8250(直通)



自転車のルールを再確認！！

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



親子乗り自転車～ルールを守って安全に～

自転車＋保護者＋幼児で
総重量は100kg超も！



重量が重くなるほど、転倒したときや衝突したときの衝撃は大きくなり、重大な事故につながります。

慎重な運転を心がけましょう。

また、大人も子どももヘルメットは必ず着用しましょう！

罰則強化！自転車のながらスマホと酒気帯び運転

令和6年11月1日道路交通法改正



× 運転中のスマートフォン等での通話や、画面注視の禁止。



× 酒気帯び運転のほか、酒類提供者などにも罰則を整備。

詳細はHPへ→

